

## 消費者相談の事例から

# 訪問購入のトラブルに注意！ むやみに見せない、触らせない



No.190

「不用品を買い取るというので来てもらったら強引に形見の指輪を買い取られた」「思っていたよりも安く買われた貴金属を返してほしいが業者と連絡が取れない」などの訪問購入の相談が寄せられています。

### 【事例】

リサイクル業者から「不用品を回収している」と電話で勧誘を受け、訪問を依頼した。担当者が来訪し、着物、カバン、靴を売ることにした。「他に貴金属はないか」と聞かれ、売るつもりはないが形見の指輪を見せたところ、「2千円で買い取る」と言われた。あまりに安い値段に驚いたが、強引に千円札2枚を置いて指輪を持ち帰ってしまった。指輪を返して欲しい。

### ◎消費生活センターより

・訪問購入とは、消費者の

自宅を購入業者が訪問し、物品を買い取ることです。「訪問買い取り」や「押し買い」と呼ばれることもあります。「不要な勧誘はきっぱり断る」「貴金属や大切な品等を、むやみに見せない、触らせない」ことが大事です。

・購入業者が突然訪問して勧誘することは禁止されています。禁止行為をする購入業者は家に入れないようにしましょう。事前に連絡をしてきた購入業者であっても、勧誘に先立って、業者の名称や買い取る物品を明示しない業者との契約は避けましょう。

・申し込みまたは契約の際には、消費者に対してその内容、クーリング・オフに関する事項を記載した書面を交付する必要があります。交付されない場合は交付を求め、物品等が正確

に記載されているか、間違いはないか等確認しましょう。書面は購入業者の連絡先の把握や契約内容の確認のためにあるだけでなく、解約や物品の返還を求める際にも必要です。書面を交付しない購入業者、不十分な書面を交付する業者とは契約しないようにしましょう。

・訪問購入では消費者にクーリング・オフ（書面を受け取った日から8日間）が認められています。紛失や第三者に売却されることにより、返還されない可能性があります。そのようなリスクを避けるために、クーリング・オフ期間は物品を手元に置いておくという選択肢もあります。

### 問合せ

消費生活センター（2階）

☎201101、FAX201600

## 文芸コーナー

のしもち

時女 礼子

昨年暮にスーパーでののしもち販売の仕事が舞い込んだ。無理、無理、あんなに重いものは私に無理と断りかけたが、依頼者側の若い女性は電話口で「大丈夫です、店長が売り場迄運んでくれますから。」のしもちを一口大にカットしてホットプレートで焼くだけです。お醤油つけて楊子に差ししてお客様に味見して頂くだけです。簡単です！」面白そうなのでこの仕事を引き受けた。当日開店の一時間以上前に入店し準備にかかった。予約ノートを持参した人の名前と枚数をチェックしてのしもちを渡して欲しい。その時に必ずのしもちには同サイズのボール紙を貼りつけてそれをレジ袋に入れて渡すように言われた。鏡もち二種類もありキナ粉迄あった。聞いてない事だった。手は二つしかないのに。おもちを焦がさないように焼きながら同時に他の作業迄出来るものかと少々不安になったがやるしかないと思うと身体は機敏に動いた。ぶーっとふくらむおもちを横目で見ながら予約ノートをチェックした。ホットプレートをオフに切り替えては店頭へのしもちを補充した。のしもちが飛ぶように売れて店長は大喜びだったが私は腰が痛くなった。

### ◎選評 斎藤正敏

スーパーで店頭販売をしている作者ですが仕事を通して描かれる人間模様が面白い。今回舞い込んだのは、のしもちの販売。さて、どんな展開になるのでしょうか。

- 偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。
  - 投稿は楷書でお願いします。作品・氏名にふりがなをふってください。
- ※詩の原稿送付先（直接選評者へ）〒297-0032 茂原市東茂原7番地 斎藤正敏宛。  
「広報もばらの詩」と朱書きしてください。原稿は30行以内でお願いします。

